

写

小田急電鉄総合車両所移転計画に係る実施計画審査意見書

小田急電鉄株式会社 取締役社長 星野 晃司から提出がありました小田急電鉄総合車両所移転計画に係る環境影響予測評価実施計画書に対する神奈川県環境影響評価条例第12条第1項に基づく審査結果は、別紙のとおりです。

令和5年8月25日

神奈川県知事 黒岩 祐治

## I 対象事業の概要

神奈川県環境影響評価条例（昭和 55 年神奈川県条例第 36 号。以下「条例」という。）第 7 条第 1 項に基づき、事業者である小田急電鉄株式会社から、令和 5 年 3 月 17 日に提出のあった環境影響予測評価実施計画書（以下「実施計画書」という。）の概要は次のとおりである。

### 1 事業の名称

小田急電鉄総合車両所移転計画

### 2 事業者

小田急電鉄株式会社

### 3 事業の目的

現在の大野総合車両所は、施設開設から約 60 年が経過し、施設及び検査用設備機械の老朽化が深刻な状況であるが、施設を稼働させながら更新工事を行うことができない状況である。そこで、近年の 10 両編成の整備に対応するための必要面積が確保でき、大型車両の通行が可能な伊勢原市串橋地区へ総合車両所の移転を行うことにより、輸送の安全確保を図るとともに、持続可能な運営体制の構築に向けて作業の適正化を実現することを目的とするものである。

### 4 事業の内容

本事業は、伊勢原市串橋地区に総合車両所を建設するものであり、操車場、検車場などの鉄道関連施設、構内通路、調整池及び緑地等を整備するものである。

総合車両所の建設に当たっては、既存の農業用排水路、下水道及び道路の付け替え工事から開始し、対象事業実施区域東側を流れる鈴川の既設橋梁と同程度の高さまで盛土したうえで、総合車両所の建設工事（基礎工事・建築工事・軌道工事等）を行うものである。

### 5 対象事業の実施区域

対象事業の実施区域は、伊勢原市南部の笠窪、串橋及び神戸地内に位置し、その面積は約 17.4 ヘクタールの範囲である。また、平塚市及び秦野市との市境に近接している。

### 6 対象事業実施区域及びその周辺の環境

対象事業実施区域は、小田急電鉄小田急小田原線伊勢原駅及び鶴巻温泉駅の間に位置し、主に農地として利用されている。当該地域の東側には金目川水系の鈴川や栗原川、西側には善波川が南流する。また、当該区域の南側には線路（小田急小田原線）が存在し、北側には都市計画道路 3・4・4 号線が本事業に併せて整備予定である。

当該区域の周辺は、北側や西側は宅地等、東側は鈴川を挟んで工業団地、南側は小田急小田原線を挟んで農地となっている。なお、小田急小田原線を挟んだ南東側に伊勢原市こどもスポーツ広場が存在するほか、対象事業実施区域の約1キロメートル範囲内には小学校や保育所等、環境保全に留意を要する施設が存在する。

## II 審査経緯等について

### 1 審査会の審議について

条例第12条第1項に基づき実施計画審査意見書を作成するに当たり、令和5年4月24日に、条例第75条第2号に基づき、神奈川県環境影響評価審査会（以下「審査会」という。）に諮問し、以降4回にわたり審議が行われ、令和5年7月31日に答申があった。

答申では、対象事業実施区域及びその周辺が大野総合車両所と比べ田畑などが広がる静かな環境であり、事業者が、こうした環境に配慮するとともに河川等に影響を及ぼさないことなどを計画しているものの、詳細な工事計画等は未確定であることを踏まえ、住民等に丁寧に説明することや、事業による影響を可能な限り低減する観点から、評価項目や調査方法を改めて精査する必要があることなどについての指摘があった。

### 2 環境保全上の見地からの意見を有する者からの意見について

条例第11条第1項に基づき、実施計画書の縦覧期間中に知事に対し、安全（交通）に関する1通の意見書が提出された。

### 3 関係市長意見について

条例第12条第2項に基づき、実施計画関係市長である平塚市長、秦野市長及び伊勢原市長に意見を求めたところ、河川や農業用水への影響に配慮するよう必要な環境影響評価を行うこと、基準に適合した搬入土砂とするよう搬出元等の管理の徹底をすること、近隣住民や農業従事者等からの周辺環境への配慮の要望等に関し真摯に対応することなどについて意見があった。

## III 意見

この実施計画書に対して、関係市長意見を考慮するとともに審査会の答申を踏まえ、条例第12条第1項に基づき審査した結果は次のとおりである。

対象事業は、新たに総合車両所を建設する計画であるが、事業実施区域及びその周辺は、田畑などが広がる農業振興地域に属し、大野総合車両所と比べ静かな環境にあることから、事業者は、こうした環境に配慮するとともに、河川や農業用排水路に影響が及ばないように留意する計画としている。

また、鈴川の既設橋梁と同程度の高さまで盛土する土砂の搬入や鉄道関連施設等の建設工事に係る工事用車両の通行については、伊勢原市が新たに整備する都市計画道路が予定されていることから、事業者は、市と適切に連携して工程の調整を図っていくとしている。

こうした計画に沿って調査等を進めるに当たり、詳細な工事計画等は未確定であ

るとしていることから、計画を具体化するに当たっては、適宜、関係住民等に丁寧に説明すること。また、事業による影響を可能な限り低減する観点から、詳細な工事工程や施設計画を踏まえて評価項目や調査方法を改めて精査し、これらを反映させた適切な調査、予測及び評価を行うこと。

以上